

薬学教育6年制及び薬剤師に 関する状況

薬学系人材養成をめぐる 最近の動きについて



高等教育局医学教育課



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,

SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

薬学系人材養成の在り方に関する検討会

目的

平成18年度からの新制度下における薬学系大学の人材養成の在り方に関する専門的事項について検討を行い、必要に応じて報告をとりまとめる。

検討項目

- (1) 薬学教育の質の保証に向けた施策の検討について
- (2) 薬学教育モデル・コア・カリキュラムの策定について
- (3) その他

開催状況

- 令和3年度
 - ・8月27日 第1回
 - 薬学部教育の質の保証の現状について
 - 今後の進め方について 等
 - ・12月24日 第2回
 - 薬学教育モデル・コア・カリキュラムの改訂について
 - 薬学部教育の質保証について 等

構成員一覧

- | | |
|---------|-----------------------------------|
| 石井 伊都子 | 一般社団法人 日本病院薬剤師会理事 |
| 乾 賢一 | 一般社団法人 日本薬学教育学会理事長 |
| ○ 井上 圭三 | 帝京大学副学長 |
| 奥田 真弘 | 一般社団法人 日本医療薬学会会頭 |
| 北澤 京子 | 京都薬科大学客員教授 |
| 小西 靖彦 | 京都大学医学教育・国際化推進センター教授 |
| 後藤 直正 | 京都薬科大学学長 |
| 佐々木 茂貴 | 公益社団法人 日本薬学会会頭 |
| 田尻 泰典 | 公益社団法人 日本薬剤師会副会長 |
| 土屋 浩一郎 | 徳島大学薬学部長 |
| 手代木 功 | 日本製薬工業協会副会長 |
| ◎ 永井 良三 | 自治医科大学学長 |
| 西島 正弘 | 一般社団法人 薬学教育評価機構理事長 |
| 狭間 研至 | 一般社団法人 日本在宅薬学会理事長 |
| 本間 浩 | 一般社団法人 薬学教育協議会代表理事 |
| 柳田 俊彦 | 宮崎大学医学部看護学科長 |
| 山口 育子 | 認定NPO 法人ささえあい医療人権センター
COML 理事長 |

◎座長 ○座長代理
(五十音順・敬称略)

※オブザーバーとして厚生労働省も参加

「薬学系人材養成の在り方に関する検討会」

(目的)

- 平成18年度からの新制度下における薬学系大学の人材養成の在り方に関する専門的事項について検討を行い、必要に応じて報告をとりまとめる。

(検討事項)

- ① 薬学教育の質の保証に向けた施策の検討について
- ② 薬学教育モデル・コア・カリキュラムの策定について
- ③ その他

「薬学部教育の質保証専門小委員会」

(目的・所掌内容)

- 薬学部教育の質の確保に向け、薬科大学・薬学部に対して書面調査、ヒアリング調査及び実地調査の方法を選択的に活用することによりフォローアップ調査を実施するとともに、当該結果を踏まえた課題や対応案について議論を行う。

「薬学教育モデル・コア・カリキュラム改訂に関する専門研究委員会」

(役割)

- ① 薬剤師国家試験出題基準の改正や法制度・名称等の変更に対応した、モデル・コア・カリキュラムの改訂
- ② 学生への教育効果の検証等、モデル・コア・カリキュラムの検証・評価
- ③ モデル・コア・カリキュラムの改訂に必要な調査研究
- ④ モデル・コア・カリキュラムの関係機関への周知徹底、各大学の取組状況の検証等、モデル・コア・カリキュラムの活用に必要な事項
- ⑤ その他モデル・コア・カリキュラムの改訂に必要な事項

薬学部教育の質保証に係る調査に関する中間とりまとめ（概要）

令和3年12月24日
薬学系人材養成の在り方に関する検討会
薬学部教育の質保証専門小委員会

1. はじめに

薬学教育、特に学部教育における入学定員の在り方や教育の質保証等について、現在の薬学教育改革の進捗状況の分析を行いながら、今後の薬学教育全体の改善・充実に資するべく検討を行った。

2. 薬学部教育の質保証に係る調査

平成30年から令和2年度までの3か年の入学状況等調査等の結果に基づき薬学教育全体の質保証のための改善すべき課題を把握すべく（1）の書面調査を行い、（2）書面調査によって選定した13薬学部に対しヒアリング調査を行った。ヒアリングの対象校の選考には、次の①～⑤の指標を用いた。① 入学者選抜の実質競争倍率、② 入学定員充足率、③ 標準修業年限内での薬剤師国家試験の合格率、④ 標準修業年限内での卒業率、⑤ 標準修業年限から4年以内の退学率

3. 書面及びヒアリング調査の結果概要等について

薬学教育の現状や取り巻く状況をもとに、多くの大学（薬学部）に共通した課題を整理するという観点から検討を行い、以下のとおり取りまとめた。

（1）書面調査における全国の薬学部の傾向等について

- 平成15年度から平成20年度にかけて28学部が増加。平成30年度から令和3年度に公立、私立大学の薬学部の新設が行われた。
- 平成20年度に薬剤師養成課程の入学定員が12,170人と最大となったが、全体の定員は若干減少している。
- 私立大学薬学部（4年制薬学部を含む）の入学定員充足率、志願倍率、入学志願者数は減少傾向が続いている。

（2）ヒアリング調査により得られた取組事例と課題等について（課題）

① 入学者選抜の見直し、入学定員に関する取組等

- 明確なアドミッションポリシーの下で、薬学を学ぶために必要な一定の知識レベルを確認する試験や面接等の組み合わせにより、将来の医療人としての意欲や適性などを確認するべきでないか。
- 国としても、適切な入学定員規模・入試倍率を維持しやすくする方策を検討する必要があるのではないか。大学と自治体が連携する取組や偏在対策に資する定員枠に係る方策を検討すべきでないか。

② 教育方法、評価、教員体制の強化

- 教学IR（教学に関わるインスティテューショナル・リサーチ）の充実が必要ではないか。FD（ファカルティ・ディベロップメント）を充実させ、教員の配置の在り方の再検討と講習会等の十分な機会の提供が必要ではないか。
- 別の分野の適正があると見込まれる学生等に対しては、本人の希望も丁寧に聴取した上で、進路変更を含む適切な指導を可能な限り早期に行うべきでないか。

③ 第三者評価等における指摘事項への対応

- 内部質保証システムに基づくPDCAが十分に機能していない場合、その要因（例：目標設定が不明確など）を特定するべきではないか。

④ 情報の公開への対応

- 新卒の国家試験合格率に加えて、標準修業年限での国家試験合格率等については、受験生、在学生等にとって分かりやすく掲載する必要があるのではないか。

4. 今後の予定

他の医療関係職種の現状等を聴取し、最終的な取りまとめに向けて引き続き検討する。

医学、歯学、薬学、看護学のコアカリ策定・改訂の変遷

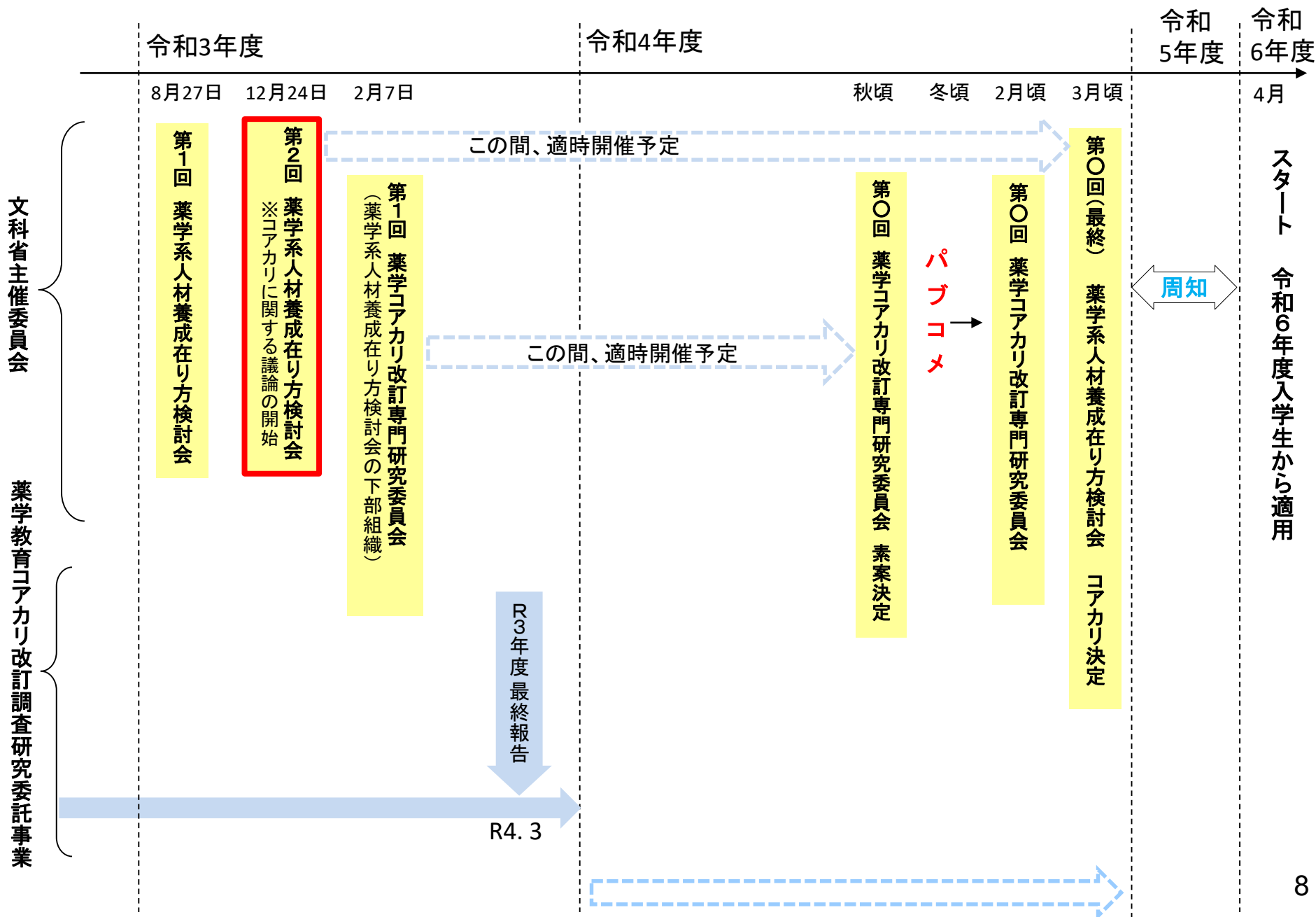


薬学教育モデル・コアカリキュラム 改訂スケジュール

年度	薬学	(参考) 医学・歯学
2019年度 (令和元年度)	調査研究委託(1年目) ※委託先: 日本私立薬科大学協会	
2020年度 (令和2年度)	調査研究委託(2年目) ※委託先: 日本私立薬科大学協会	調査研究委託(1年目)
2021年度 (令和3年度)	調査研究委託(3年目) ※委託先: 日本私立薬科大学協会 コアカリ改訂検討開始	調査研究委託(2年目) コアカリ改訂検討開始
2022年度 (令和4年度)	コアカリ改訂完了	調査研究委託(3年目) コアカリ改訂完了
2023年度 (令和5年度)	(準備期間)	(準備期間)
2024年度 (令和6年度)	学生受け入れ	学生受け入れ

薬学・医学・歯学は同時改訂

薬学教育モデル・コアカリキュラム 改訂に向けたスケジュール（案）



薬学教育、医学教育、歯学教育、看護学教育の 現行モデル・コア・カリキュラム対比

薬剤師として 求められる基本的な 資質	医師として 求められる基本的な 資質・能力	歯科医師として 求められる基本的な 資質・能力	看護系人材として 求められる基本的な 資質・能力
薬剤師としての心構え	プロフェッショナリズム		プロフェッショナリズム
患者・生活者本位の視点	医学知識と問題対応能力		看護学の知識と看護実践
コミュニケーション能力	診療技能と患者ケア		根拠に基づいた課題対応能力
チーム医療への参画	コミュニケーション能力		コミュニケーション能力
基礎的な科学力	チーム医療の実践		保健・医療・福祉における協働
薬物療法における実践的能力	医療の質と安全の管理		ケアの質と安全の管理
地域の保健・医療における実践的能力	社会における医療の実践		社会から求められる看護の役割の拡大
研究能力	科学的探究心		科学的探究心
自己研鑽	生涯にわたって共に学ぶ姿勢		-
教育能力	-		-

薬学教育モデル・コア・カリキュラム キャッチフレーズ

医学・歯学・薬学 共通

「未来の社会や地域を見据え、多様な場や人をつなぎ活躍できる医療人の養成」

今回の改訂は、「変化し続ける未来の社会や地域を見据え、多様な場や人をつなぎ活躍できる医療人の養成」を目指して医学・歯学・薬学教育の3領域で統一的に取りまとめた。

近年、人口構造の変化、多疾患併存、多死社会、健康格差、増大する医療費、感染症の危機等様々な問題に直面し、これらの社会構造の変化は、年を経るにつれ更なる激化が見込まれている。このように社会に多大な影響を与える出来事を的確に見据え、多様な時代の変化や予測困難な出来事に柔軟に対応し、生涯に渡って活躍し、社会のニーズに応える医療人の養成が必須である。

そのためには、医療者としての根幹となる資質・能力を醸成し、多職種で複合的な協力を行い、多様かつ発展する社会の変化の中で活躍することが求められる。また、患者や家族の価値観に配慮する観点や利他的な態度が重要である。さらには、ビッグデータやAIを含めた医療分野で扱う情報は質も量も拡大・拡張しており、これらを適切に活用した社会への貢献も求められる。

これらを教育面から具現化するため、新たな「薬剤師として求められる基本的な資質・能力」の提示、各大学の創意・工夫に基づいたカリキュラム作成、課題の発見と解決を科学的に探究する人材の育成、医学・歯学・薬学の教育内容の一部共通化を行うこととした。

また、今回の改訂では、生涯にわたって目標とする「薬剤師としての基本的資質・能力」を掲げた学習成果基盤型教育を柱とし、平成25年度改訂版薬学教育モデル・コアカリキュラムの深化を図り、薬学教育の質保証の観点から改革を進めることを企図する。

薬剤師として求められる基本的な資質・能力

平成25年度 薬学教育モデル・コアカリキュラム 資質	令和4年度版 薬学教育モデル・コアカリキュラム 資質・能力	【参考】令和4年度版 医学/歯学教育モデル・コアカリキュラム 資質・能力
	【前文】医療/歯科医療の質と安全管理、プロフェッショナリズム	【前文】医療/歯科医療の質と安全管理、プロフェッショナリズム
1. 薬剤師としての心構え	1. プロフェッショナリズム	1. プロフェッショナリズム
2. 患者・生活者本位の視点		
	2. 総合的に患者・生活者をみる姿勢(仮)	2. 総合的に患者・生活者をみる姿勢(仮)
9. 自己研鑽 10. 教育能力	3. 生涯にわたって共に学ぶ姿勢	3. 生涯にわたって共に学ぶ姿勢
8. 研究能力	4. 科学的探究	4. 科学的探究
5. 基礎的な科学力	5. 専門知識に基づいた問題解決能力	5. 専門知識に基づいた問題解決能力
	6. 情報・科学技術を活かす能力(仮)	6. 情報・科学技術を活かす能力(仮)
6. 薬物療法における実践的能力	7. 薬物治療の実践的能力	7. 患者ケアのための診療技能
3. コミュニケーション能力	8. コミュニケーション能力	8. コミュニケーション能力
4. チーム医療への参画	9. 多職種連携能力	9. 多職種連携能力
7. 地域の保健・医療における実践的能力	10. 社会における医療の役割の理解	10. 社会における医療の役割の理解

(参考) 薬剤師として求められる基本的な資質・能力 (案)

(文部科学省令和3年度大学における医療人養成の在り方に関する調査研究)

1.	プロフェッショナリズム	豊かな人間性と生命の尊厳に関する深い認識をもち、薬剤師としての人の健康の維持・増進に貢献する使命感と責任感、患者・生活者の権利を尊重して利益を守る倫理観を持ち、利他的な態度で生活と命を最優先する医療・福祉・公衆衛生を実現する。
2.	総合的に患者・生活者をみる姿勢 (仮)	患者・生活者の身体的、心理的、社会的背景などを把握し、全人的、総合的に捉えて、質の高い医療・福祉・公衆衛生を実現する。
3.	生涯にわたって共に学ぶ姿勢	医療・福祉・公衆衛生を担う薬剤師として、自己並びに他者と共に研鑽し教えあいながら、自ら到達すべき目標を定め、生涯に渡って学び続ける。
4.	科学的探究	薬学的視点から、医療・福祉・公衆衛生における課題を的確に見出し、その解決に向けた科学的探究を適切に計画・実践し薬学の発展に貢献する。
5.	専門知識に基づいた問題解決能力	医薬品や他の化学物質の生命や環境への関わりを専門的な観点で把握し、適切な科学的判断ができるように、薬学的知識と技能を習得し、これらを多様かつ高度な医療・福祉・公衆衛生に向けて活用する。
6.	情報・科学技術を活かす能力 (仮)	発展し続ける情報化社会を理解し、人工知能やビッグデータ等の情報・科学技術を活用しながら、医療・薬学研究を実践する。
7.	薬物治療の実践的能力 (医学/歯学：患者ケアのための診療技能)	薬物治療を主体的に計画・実施・評価し、的確な医薬品の供給、状況に応じた調剤、服薬指導、患者本位の処方提案等の薬学的管理を実践する。
8.	コミュニケーション能力	患者・生活者、医療者と共感的で良好なコミュニケーションをとり、的確で円滑な情報の共有、交換を通してその意思決定を支援する。
9.	多職種連携能力	多職種連携を構成する全ての人々の役割を理解し、お互いに対等な関係性を築きながら、患者・生活者中心の質の高い医療・福祉・公衆衛生を実践する。
10.	社会における医療の役割の理解	地域社会から国際社会にわたる広い視野に立ち、未病・予防、治療、予後管理・看取りまで質の高い医療・福祉・公衆衛生を担う。

文部科学省令和3年度大学における医療人養成の在り方に関する調査研究

大項目 A～F と中項目、小項目のリスト (案)

- A : 薬剤師として求められる基本的資質・能力
- B : 社会と薬学
- C : 基礎薬学
- D : 臨床に繋がる医療薬学
- E : 衛生薬学・公衆衛生薬学
- F : 臨床薬学
- G : 薬学研究*

* 「G. 薬学研究」の中項目、小項目は検討中

現行
平成25年度改訂版

改訂案

薬学教育モデル・コアカリキュラム

A 基本事項

B 薬学と社会

C 薬学基礎

D 衛生薬学

E 医療薬学

F 薬学臨床

G 薬学研究

薬学教育モデル・コア・カリキュラム

A 薬剤師としての基本的資質・能力

B 社会と薬学

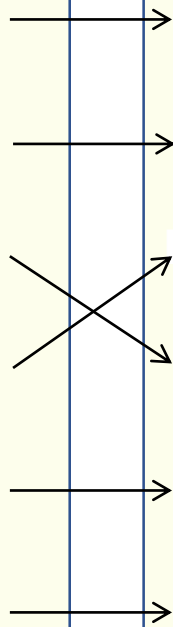
C 基礎薬学

D 臨床に繋がる医療薬学

E 衛生薬学・公衆衛生薬学

F 臨床薬学

G 薬学研究



B 社会と薬学

	B-1 集団に対する医療	B-2 医薬品等の規制	B-3 社会における医療の実践	B-4 多様化する社会への対応
1	保健医療統計	医薬品開発を取り巻く環境	薬剤師の責務	デジタル技術・ビッグデータの利活用
2	根拠に基づいた保健・医療	医薬品等の品質、有効性、安全性の確保	社会・地域における薬剤師の活動	薬剤師に求められる社会性
3	地域保健	医薬品等の安定供給	研究を通じた薬剤師の活動及びアウトカムの可視化	
4	地域医療	特別な管理を要する医薬品等		
5	社会保障(医療・福祉・介護の制度)	医療の経済性		

背景・課題

(現状・課題)

- 社会全体のデジタルトランスフォーメーション（DX）革命と今般の新型コロナウイルス感染症のまん延により、医療環境においてはオンライン診療等の本格導入が見込まれる中で、医療職の養成段階においても早急な対応が必要となっている。
- また、医療職養成教育における実習等の在り方についても、当該感染症の完全終息が見通せない中では、対面に加えDX等を活用するハイブリッドの実習が必須として求められている。

(対応)

- オンライン診療をはじめとする遠隔医療など新たな医療に対応できる人材を迅速に輩出することを旨とし、これらの人材を短期的に養成するための設備整備を喫緊に行う。
- 感染症の完全終息が見通せないことによる臨地での実習時間の逡減（代替措置による実施）が恒常的となり、医療職養成の質の低下の懸念がある中、CADや3Dプリンタ等を活用したデジタル医療教育用の仮想空間シミュレータや音声・映像機器等を整備し、従来の実習のレベルはもとより、DX等の手法により従来の実習ではできなかった取組も可能とし教育手法の高度化を目指す。また、安全・安心な臨地実習の環境を確保するための感染対策関連機器について整備を行い、より高度かつ実践的な知識・技能を養う。

事業内容

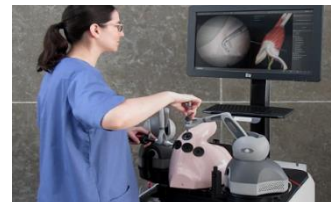
【支援の考え方】

医療系学部を有する国公立大学の中で、遠隔医療に関する教育内容の充実を検討している大学、コロナ禍における実習を実質的なものにするためのDXを活用した優れた教育内容の充実を検討している大学に対し、今年度中に教育・実習体制を整備する際に必要となる機材等を支援。

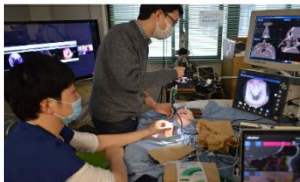
- 遠隔医療に関する教育設備の導入
- 実習等に資するシミュレーター、DX設備、感染対策関連機器の導入



遠隔実習用シミュレータ



手術トレーニング用機器



デジタル解析演習機器



高解像度3D画像 (Real)

募集する事業内容	選定件数	補助上限額
<p>メニュー1 医師によるオンライン診療や薬剤師によるオンライン服薬指導に関する教育プログラムを開発し、必修化を行う取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 医学部 10件程度 ■ 薬学部 10件程度 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 医学部 15百万円 ■ 薬学部 15百万円
<p>メニュー2 (A) <u>実習等に資するシミュレータ等のDX設備整備</u> ・ CADや3Dプリンタ等を活用したデジタル医療教育用のDX機器や、臨床実習に際しての能力を高めるシミュレータなどの機器等を整備・活用し、従来の実習を通じて学生が修得する能力はもとより、従来の実習等では獲得できなかった能力を修得させる教育プランを開発・実施する取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 医学部 35件程度 ■ 歯学部 12件程度 ■ 薬学部 35件程度 ■ 看護学部 130件程度 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 医学部 25百万円 ■ 歯学部 20百万円 ■ 薬学部 10百万円 ■ 看護学部 10百万円
<p>メニュー2 (B) <u>感染症対策関連機器の導入</u> ・ 実際の実習を円滑に実施するために、感染症対策機器を整備し、近隣の自治体に所在する大学に在籍する者を含む学生・教職員等に対して定期的な検査等を行い、学修の機会を確保する取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 学部問わず 4件程度 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 学部問わず 200百万円

厚生労働省 説明資料

薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会

目的

- 今後、少子高齢化が進行し、人口減少地域が増大することが予測される中で、人口構造の変化や地域の実情に応じた医薬品提供体制を確保することが求められる。
- また、薬剤師に関しては、薬学教育6年制課程が平成18年に開始されて以降、地域包括ケアシステムの一員としての薬剤師の対応、医療機関におけるチーム医療の進展、「患者のための薬局ビジョン」におけるかかりつけ薬剤師・薬局の推進、令和元年12月に公布された改正薬機法など、薬剤師に求められる役割が変化している。
- このような状況から、今後の薬剤師の養成や資質向上等に関する課題について検討する。

検討項目

- ① 薬剤師の需給調査
- ② 薬剤師の養成
- ③ 薬剤師の資質向上に関する事項
- ④ 今後の薬剤師のあり方

検討実績

- 令和2年度
 - ・需給調査の方法
 - ・薬局薬剤師の業務、病院薬剤師の業務、薬学教育 等
 - ※ 需給調査は、令和2年度予算事業として実施
- 令和3年度
 - ・需給調査結果を踏まえた今後の薬剤師のあり方 等
 - ・薬剤師の養成、業務・資質向上等のまとめ

構成員一覧

- | | |
|---------|-----------------------------|
| ○ 赤池 昭紀 | 和歌山県立医科大学薬学部教授 |
| 安部 好弘 | 公益社団法人日本薬剤師会副会長 |
| 早乙女 芳明 | 東京都福祉保健局健康安全部薬務課長 |
| 榊原 栄一 | 一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会副会長 |
| 鈴木 洋史 | 東京大学医学部附属病院教授・薬剤部長 |
| 武田 泰生 | 一般社団法人日本病院薬剤師会副会長 |
| ◎ 西島 正弘 | 一般社団法人薬学教育評価機構理事長 |
| 野木 渡 | 公益社団法人日本精神科病院協会副会長 |
| 長谷川 洋一 | 名城大学薬学部教授 |
| 平野 秀之 | 第一三共株式会社執行役員日本事業・IT事業管理部長 |
| 藤井 江美 | 一般社団法人日本保険薬局協会常務理事 |
| 政田 幹夫 | 大阪医科薬科大学招聘教授 |
| 宮川 政昭 | 公益社団法人日本医師会常任理事 |
| 山口 育子 | 認定NPO法人ささえあい医療人権センターCOML理事長 |

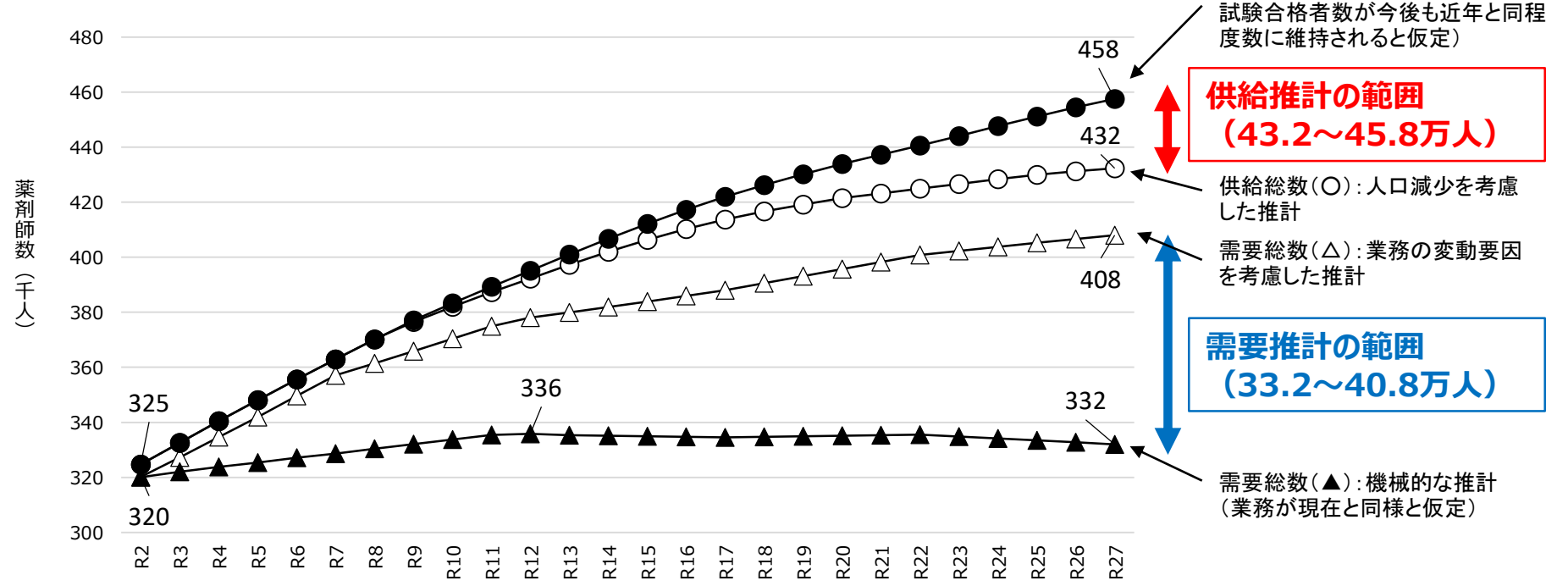
◎ 座長 ○ 座長代理 (五十音順・敬称略)

※ オブザーバーとして文部科学省も参加

(参考) 薬剤師の需給推計

- 薬剤師の総数としては、概ね今後10年間は、需要と供給は同程度で推移するが、将来的には、需要が業務充実により増加すると仮定したとしても、供給が需要を上回り、薬剤師が過剰になる。薬剤師業務の充実と資質向上に向けた取組が行われない場合は需要が減少し、供給との差が一層広がることになると考えられる。
- 本需給推計は、変動要因の推移をもとに仮定条件において推計したものであり、現時点では地域偏在等により、特に病院を中心として薬剤師が充足しておらず、不足感が生じている。
- 今後も継続的に需給推計を行い、地域偏在等への課題への対応も含めた検討に活用すべき。

■ 薬剤師の需給推計 (全国総数) ※推計期間 令和2年 (2020年) ~令和27年 (2045年)



<供給推計>

- 機械的な推計(●): 現在の薬剤師数の将来推計、及び今後新たに薬剤師となる人数の推計(国家試験合格者数が今後も近年と同程度に維持されると仮定)をもとに供給総数を推定(推定年における年齢別死亡率も考慮)
- 人口減少を考慮した推計(○): 今後の大学進学予定者数の減少予測を踏まえ、国家試験合格者が同程度の割合で減少すると仮定して供給総数を推計

<需要推計>

- 機械的な推計(▲): 薬局業務(処方箋あたりの業務量)、医療機関業務(病床/外来患者の院内処方あたり業務量)及びその他の施設に従事する薬剤師の業務が、現在と同程度で推移する前提で推計
- 変動要因を考慮した推計(△): 薬局業務と医療機関業務が充実すると仮定した場合の推計

薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会（とりまとめ（今後の検討課題））

令和3年6月30日公表

薬剤師の養成・教育

- 養成（入学定員）
 - 将来的に薬剤師が過剰になると予想される状況下では、**入学定員数の抑制も含め教育の質の向上に資する、適正な定員規模のあり方や仕組み**などを早急に検討し、対応策を実行すべき。
- 薬学教育（カリキュラム、教員、卒業までの対応）
 - **カリキュラムをさらに充実**すべき。（臨床に関する内容、在宅医療への対応のための介護分野の内容、OTCの対応や健康サポート機能への取組により地域住民の健康増進を進めるための内容、感染症や治療薬・ワクチンに係る内容、コミュニケーション能力に係る内容）
 - 研究能力を持つ薬剤師の育成も重要であり、**国家試験対策中心の学習に偏重することなく、6年間を通じた研究のカリキュラムを維持**すべき。
 - **カリキュラムを踏まえた教育に対応できる教員の養成と質の向上**が重要である。最新の臨床現場の理解と研究能力を有することが必要である。
 - **入学者の課題や修学状況等の改善に向けた取組**を行うべき。（修学状況（進級率、標準修業年限内での国家試験合格率など）等の情報の適切な公表、薬学教育評価機構による第三者評価結果の効果的な活用、評価結果のわかりやすい公表等）

➡ 「薬学人材養成の在り方に関する検討会」（文部科学省）において検討

薬剤師の確保

- 将来的に薬剤師が過剰になると予想される一方で、薬剤師の従事先には業態の偏在や地域偏在がある。
- **薬剤師の確保を含め、偏在を解消するための方策を検討することが重要であり、地域の実情に応じた効果的な取組**を検討すべき。

➡ 令和3年度（及び令和4年度（予定））予算事業及び厚生労働行政推進調査事業費補助金（令和3～4年度）において、地域偏在等に対応するための効果的な方策等を調査・検討

薬剤師の業務・資質向上

- 薬剤師の業務（調剤業務）
 - 現状を維持した業務では医薬分業の意義が十分に発揮できない。また、国民が薬剤師の存在意義を実感できる薬剤師業務の変化が求められる。
 - **対人業務の充実と対物業務の効率化のためには、薬剤師しかできない業務に取り組むべきであり、それ以外の業務は機器の導入や薬剤師以外の者による対応等を更に進めるため、医療安全の確保を前提に見直しを検討することが必要**である。

➡ 医療安全を確保しつつ調剤業務の効率化を進める方策について、本検討会で引き続き検討

- 薬剤師の資質向上（卒後研修）

- 臨床実践能力の担保のためには、薬学教育での実習・学習に加えて、免許取得直後の臨床での研修が重要であり、卒前（実務実習）・卒後で一貫した検討が必要である。研修制度の実現に向けて、**卒前の実務実習との関係性を含め、研修プログラムや実施体制等について検討**すべき。

➡ 令和3年度（及び令和4年度（予定））予算事業及び厚生労働行政推進調査事業費補助金（令和1～3年度）において、研修プログラムや実施体制等について検討

「薬剤師確保のための調査・検討事業（令和3年度予算事業）」（背景・目的）

背景

少子高齢化のさらなる進行や、今後人口減少地域が増大することが予測される中で、**人口構造の変化や地域の実情に応じた医薬品提供体制を確保することが求められている**。これまで薬剤師の需給調査に関しては、厚生労働行政推進調査事業費補助金（平成31年3月）「薬剤師の需給動向の予測および薬剤師の専門性確保に必要な研修内容等に関する研究」（分担研究者：長谷川洋一・名城大学薬学部教授）及び令和2年度「薬剤師の需給動向把握事業」が実施されているが、これらの結果では**薬剤師に地域偏在があることが指摘されている**。また、病院団体をはじめとした関係団体等からは、**薬剤師が不足しており確保が困難な状況である**ことから、薬剤師の養成・確保及び勤務環境の改善を促進するとともに、地域の偏在について早急に改善策を講じ、地域の実情に即した保健医療体制を構築することなどの要望がこれまであげられているところである。

このような要望に対して、都道府県では地域偏在の解消や薬剤師の確保に向けた方策等を検討することが求められており、地域医療介護総合確保基金を活用した対応などの取組を講じているが、各地域での需給動向に応じた対応を行うことが必要であり、対応策を検討する上での参考になる情報や偏在状況を把握する上での指標が少なく、都道府県ごとに取組状況が異なるため、**全国的に効果的な対応が十分に実施できていない状況**である。

目的

本事業では、各都道府県における薬剤師確保のための取組事例を収集するとともに、薬剤師の地域偏在の状況・課題を整理し、地域偏在に対応するための方策等を調査・検討することにより、今後の医薬品提供体制の確保に繋げることを目的とする。

社会情勢

少子高齢化の進行

人口減少地域の増大

上記に対応した
医薬品提供体制の確保
が必要

→体制の一員である薬剤師が必要である

問題意識と対応策

既存研究で
薬剤師の地域偏在
が指摘されている

病院団体等から
薬剤師不足・確保困難
が指摘されている

→個々の病院の課題ではなく、
地域課題として取り扱う

対応策

都道府県では、
基金活用
などの対応
が行われている

効果的な対応が十分に
実施できていない

対応上の問題

対応に必要な
情報不足
等

現場がすぐに
活用できる情報

本事業の目的

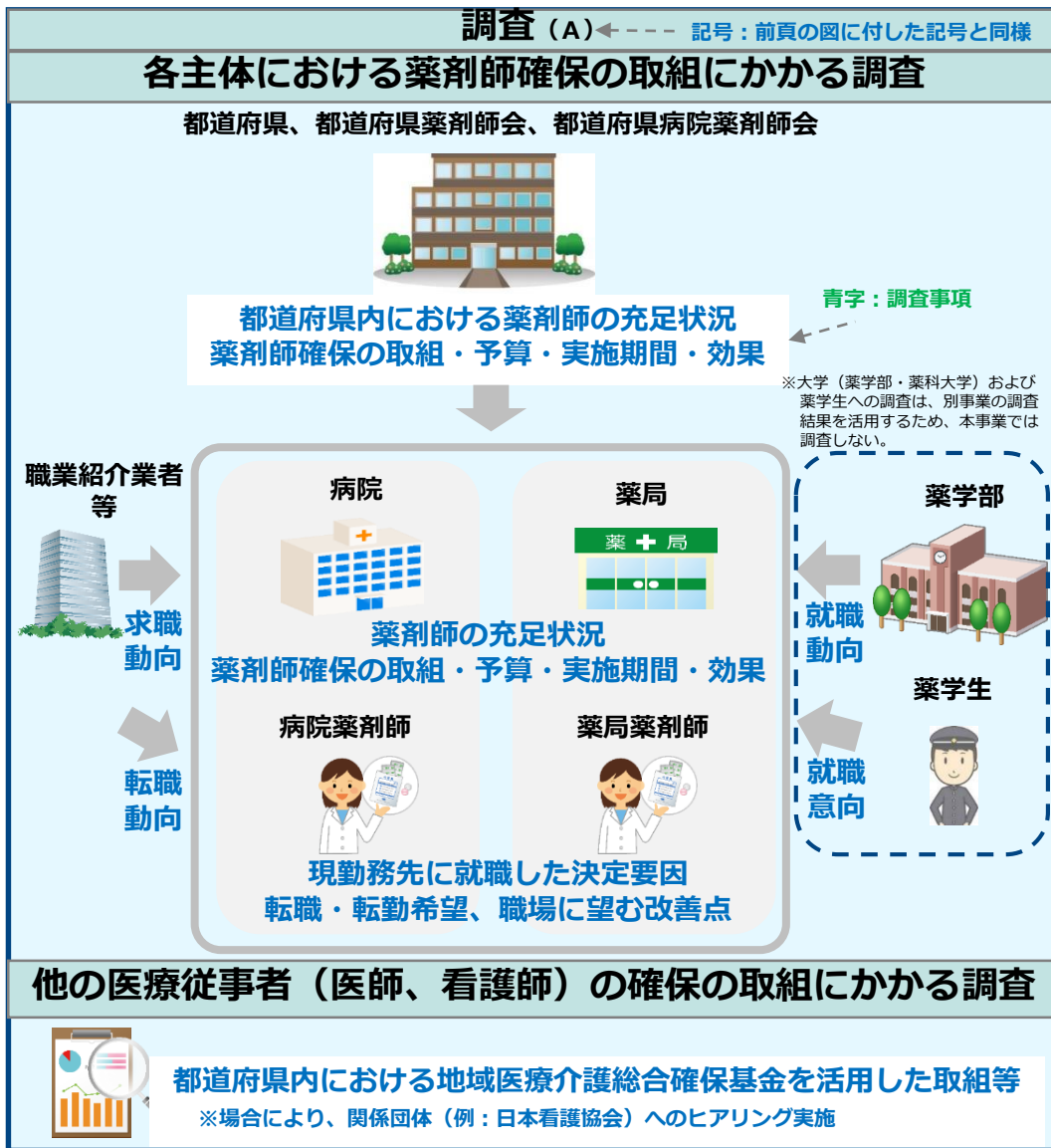
地域偏在への
対応の方向性
を検討
(C)

各地域における
需給・偏在等の
データ整理
(B)

調査
(A)

今後の
検討
←
検討材料
としての情報

「薬剤師確保のための調査・検討事業（令和3年度予算事業）」（実施事項）



「地域における効果的な薬剤師確保の取組に関する調査研究（令和3～4年度厚生労働行政推進調査事業）」（研究代表者：帝京大学薬学部特任教授 安原真人）

研究目的

薬剤師確保のための行政機関や関係団体の対応の現状を把握するとともに、魅力のある薬剤師のキャリア形成プログラムの検討等を通して、効果的な薬剤師確保に資する取組について調査等を行う。

研究計画

<令和3年度>

- 地方自治体や関係団体等における薬剤師確保の取組のほか、薬学実務実習、薬剤師の卒後教育、認定・専門薬剤師制度、医師確保策の現状等の調査等の実施。
- 薬剤師の偏在に関連する要因、関係性を明らかにすることを目的に、薬学部・薬科大学、薬学生を対象としたアンケート調査を実施
 - 薬学部・薬科大学：薬学生の進路の種類と地域性、業態別求人状況と地域性、実務実習地域との関係、大学の就職支援策（特に薬剤師偏在解消への取組等）等
 - 薬学生（5・6年生）：就職（希望）先や就職先の決定要因、奨学金の受給、薬剤師の地域偏在や従事先業態の偏在に係る認識等

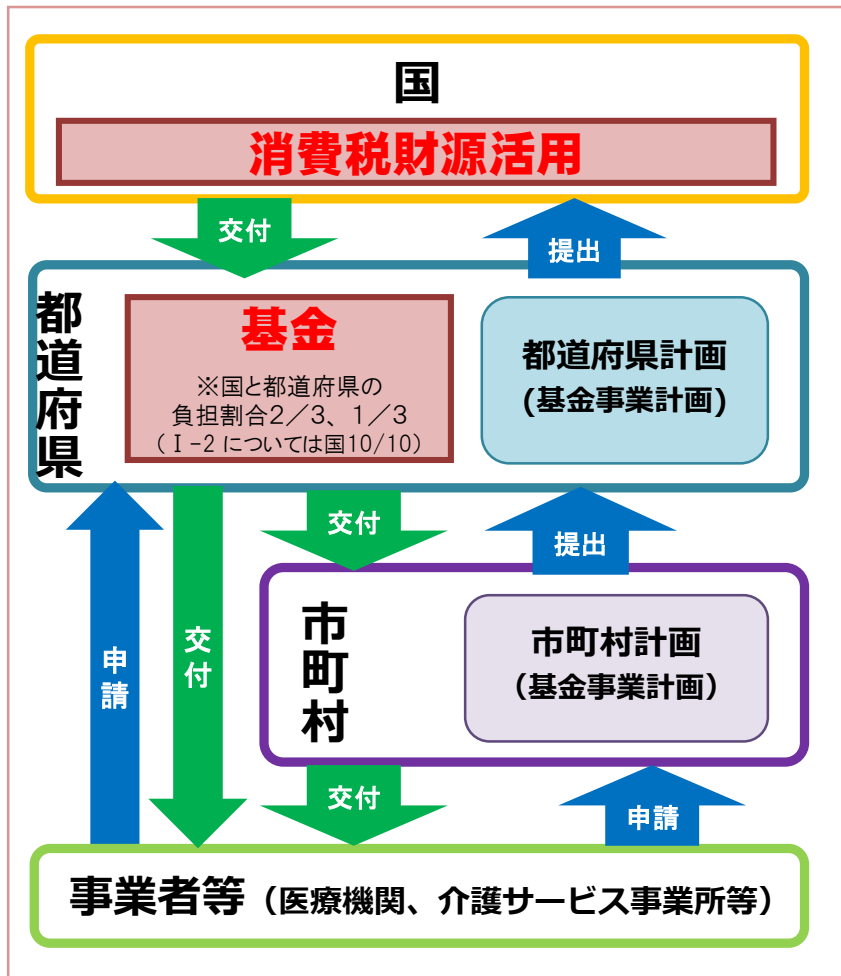
<令和4年度>

- 薬剤師のキャリア形成プログラムのとりまとめ、その他、地方自治体、大学、医療機関・薬局等が連携して行う薬剤師確保に関する取組の提言

地域医療介護総合確保基金（概要）

令和3年度予算額：公費で2,003億円
(医療分 1,179億円、介護分 824億円)

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度(地域医療介護総合確保基金)を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。



都道府県計画及び市町村計画（基金事業計画）

- **基金に関する基本的事項**
 - ・公正かつ透明なプロセスの確保(関係者の意見を反映させる仕組みの整備)
 - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
 - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
- **都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項**
医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間(原則1年間) / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2
 - ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏を念頭に設定。
 - ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施
国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用
- **都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成**

地域医療介護総合確保基金の対象事業

- I-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- I-2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業
- II 居宅等における医療の提供に関する事業
- III 介護施設等の整備に関する事業(地域密着型サービス等)
- IV 医療従事者の確保に関する事業**
- V 介護従事者の確保に関する事業
- VI 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

地域医療介護総合確保基金（医療分）の対象事業の取扱い

事業区分Ⅳ

標準事業例「48 地域包括ケアの拠点となる病院・薬局における薬剤師の確保支援」

地域薬剤師会において、求職希望の薬剤師の氏名、勤務希望地域、勤務条件などを登録し、薬剤師の確保が困難な、地域包括ケア等を担う病院・薬局からの求めに対して、周辺地域に勤務する薬剤師の緊急派遣などの協議・調整を行うための体制整備を支援する。

事業区分Ⅳに関連する基金の対象して差し支えない経費として以下を明示

薬剤師修学資金貸与事業を行うために必要な経費（都道府県が認めた薬剤師が不足する地域に所在する医療機関等を勤務地として、一定期間の勤務を修学資金返済義務免除要件としているものに限る）

（「地域医療介護総合確保基金（医療分）に係る標準事業例の取扱いについて」（令和3年2月19日付医政地発0219第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）

地域における病院薬剤師の安定的な確保を目的として、都道府県が指定する病院（薬剤師の偏在状況や充足状況等を踏まえ薬剤師が不足とされている地域・医療機関に限る）へ期間を定めて薬剤師派遣を行うための経費

（「地域医療介護総合確保基金（医療分）に係る標準事業例の取扱いについて」（令和3年9月28日付医政地発0928第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）

「地域医療介護総合確保基金を活用した薬剤師修学資金貸与事業の取扱いについて」において、具体的な要件及び基本的な考え方を周知。

（令和3年12月24日付厚生労働省医政局地域医療計画課、同省医薬・生活衛生局総務課連名事務連絡）

「薬剤師の卒後研修カリキュラムの調査研究（令和1～3年度厚生労働行政推進調査事業）」（研究代表者：山田清文 名古屋大学医学部附属病院教授）

研究の目的

研究計画・方法

期待される効果

社会的背景

薬剤師卒後研修の問題

研究目的

- 薬物療法の高度化・複雑化
- 少子高齢社会
- 薬局機能の見直し

- 法的規則なし
- 職場独自のOJT研修
- 多様なレジデント制度
- 実態・ニーズ・効果？

- 卒後研修の実態把握
- 卒後研修制度の課題の明確化

研究協力・支援体制
日本病院薬剤師会・日本薬剤師会・日本薬剤師レジデント制度研究会

欧米における
卒後研修の
現地調査

医療機関・薬学生・レジデント・若手薬剤師へのアンケート調査

レジデント制度の自己評価・相互チェック

- 米国レジデント制度の現地調査（1年目）
- 欧州の卒後研修の現地調査（2年目）

- 卒後研修の実態（1年目）
- 薬学生の認知度
- 若手薬剤師のニーズ
- 卒後研修の効果（2年目）

- 自己評価・相互チェック体制の整備（1年目）
- 自己評価・相互チェックの実施（2-3年目）

卒後研修に関するカリキュラムの考え方の作成

・卒後研修の実態、ニーズ、効果などを踏まえ、今後の卒後研修で必要とされるカリキュラムの考え方をとりまとめる（3年目）

卒後研修に関するシンポジウム開催

・今後の薬剤師に求められる機能・役割を踏まえ、今後の卒後研修の考え方に関するシンポジウムを開催する（3年目）

- レジデント制度の実態把握
- 卒後研修体制の整備・構築に向けた課題の明確化
- 薬学部生の進路選択等への活用
- 卒後研修の基本理念と標準カリキュラムの作成
- 若手薬剤師の臨床能力の向上と均質化

「卒後臨床研修の効果的な実施のための調査検討事業（R3年度予算事業）」

背景

- 近年のチーム医療の進展や薬物療法の高度化・複雑化等に対応するため、臨床での実践的な対応が必要であることから、薬剤師免許取得後に医療機関等における実地研修（以下「卒後研修」という。）の充実が求められている。
- 「薬剤師の卒後研修カリキュラムの調査研究」※（以下「調査研究」という。）によると、大学病院等では独自のカリキュラムで卒後研修が実施されているが、その実施内容や養成する薬剤師は様々であり、卒後研修で必要とされるカリキュラムの考え方が存在せず、卒後研修が効果的に実施できていないことが課題としてあげられている

※厚生労働行政推進調査事業費補助金「薬剤師の卒後研修カリキュラムの調査研究」（研究代表者：山田清文）

事業内容

- 厚生労働行政推進調査事業でとりまとめた「薬剤師の卒後研修プログラム（案）」を踏まえ、医療機関等（8か所）において卒後研修をモデル事業として実施。

（実施施設）北海道ブロック：北海道大学病院、東北ブロック：秋田大学医学部附属病院、関東・甲信越ブロック：千葉大学医学部附属病院、東海・北陸ブロック：名古屋大学医学部附属病院、近畿ブロック：神戸市立医療センター中央市民病院、中国ブロック：倉敷中央病院、四国ブロック：近森病院、九州・沖縄ブロック：福岡大学病院

- 具体的には、各地域において卒後臨床研修プログラムを策定し、薬剤師免許取得後の薬剤師を対象に、同プログラムに基づいて医療機関等における卒後臨床研修を実施し、卒後教育の在り方、卒前と卒後教育の効果的な連携の在り方等について調査・検討を行う。

薬剤師検討会の提言（薬剤師業務関係の抜粋）①

第11回薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会
(令和4年1月20日) 資料3-1 (抜粋)

- 薬剤師検討会のとりまとめでは、薬剤師の業務として、
 - ・ 地域包括ケアシステムの中で、業務や意義を関係者に伝える必要があること
 - ・ 「患者のための薬局ビジョン」の達成状況等を踏まえたうえで、①調剤業務、②ICT対応、③調剤以外の業務について検討すること
 - ・ 対人業務によって得られた患者への成果を把握・検証する方法を検討することなどが提言されている。

薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会 とりまとめ（令和3年6月30日）（抜粋）

①薬局及び医療機関の 薬剤師の業務

- 現状を維持した業務では、薬剤師の取組が患者や国民、医療関係者に認識されず、厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会における「薬機法等制度改正に関するとりまとめ」で指摘されているような医薬分業の意義が十分に発揮できない。薬剤師が地域包括ケアシステムの中でパートナーとしての意識を持ち、業務や意義を関係者に伝える必要がある。また、「患者のための薬局ビジョン」の策定から時間が経過しており、国民が薬剤師の存在意義を実感できる薬剤師業務の変化が求められる。
- 「患者のための薬局ビジョン」の達成状況等を踏まえたうえで、薬剤師の業務に関して以下のような検討を行うとともに、今後の薬局の役割や機能も併せて検討することで、地域において薬剤師が住民に果たすべきサービスを考えていくべきである。また、薬剤師が実施したことが患者の行動変容に結びつくことが重要であり、対人業務を中心とすることによって得られた患者への成果を把握・検証する方法を検討すべきである。

※ 具体的な薬剤師の業務の項目（具体的な文言は次ページ以降を参照）

（調剤業務）

（ICT対応）

（調剤以外の業務）

薬剤師検討会の提言（薬剤師業務関係の抜粋）②

第11回薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会
（令和4年1月20日）資料3-1（抜粋）

（調剤業務）

- 対人業務の充実と対物業務の効率化のためには、薬剤師しかできない業務に取り組むべきであり、それ以外の業務は機器の導入や薬剤師以外の者による対応等を更に進める必要があるが、その際には、医療安全の確保を前提に見直しを検討することが必要である。（例 調剤機器の精度 管理などメンテナンス、薬剤師以外の職員に対する研修などによる資質の確保、調剤の内容の多様化への対応、多剤の適切な服用のための一包化などの作業を含めた対応）
なお、特に病院において薬剤師が不足する中で、病棟等における業務を充実させるためには、薬剤師確保に努めつつ、対物業務については、薬剤師以外の人材の活用等を検討すべきとの意見があった。
- このような検討は、以下のICT対応を含め、対物中心の業務から対人中心の業務へ業務をシフトする上で重要な課題であるとともに、調剤業務自体は薬剤師の独占業務であり、医療安全を確保しつつ、適切に調剤を行うことは業務の根幹であることから、薬剤師に関する事項を広く検討課題としている本検討会で引き続き検討する。

（ICT対応）

- 電子処方箋による処方薬を含む患者情報の共有化、薬剤師業務の質を向上させるための医療機関等との連携方策に取り組むべきである。電子処方箋の仕組みの早期実現、それに伴う患者情報の活用方策、プロトコールに基づく薬物治療管理（PBPMの推進など、医療機関等との連携を進めるべきである。）
- データヘルス集中改革プランの進展に伴う電子処方箋により処方薬の情報がリアルタイムで把握可能になると、要指導医薬品・一般用医薬品の情報の管理を含め、服用薬を一元的・継続的に把握するためにお薬手帳の利用方法を変えていく必要がある。特に電子版お薬手帳は電子処方箋システムとの連携により、服薬状況等の様々な情報が簡便に搭載することが可能になることが期待されるため、このような連携が円滑にできるよう検討を進めるべきである。また、このようなICT化により情報の共有化が実現された時代における、かかりつけ薬剤師・薬局の役割も検討すべきである。

（調剤以外の業務）

- 特に薬局は、要指導医薬品・一般用医薬品の提供も前提に、処方箋に基づかない業務に取り組み、薬事衛生全般にわたっての薬剤師職能の発揮が求められる。（例：健康サポート業務、セルフケアを推進する中でのセルフメディケーションを支援する対応、感染症に関して感染防止対策や治療薬・ワクチンの対応、公衆衛生の対応、薬物乱用対策への対応、学校における健康教育など）

医薬品・医療機器提供方法の柔軟化・低コスト化

26 一般用医薬品販売規制の見直し

a 薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令（昭和39年厚生省令第3号）における一般用医薬品の販売時間規制（一般用医薬品の販売時間が当該店舗の開店時間の一週間の総和の2分の1以上）を廃止する。

【措置済み】

b 一般用医薬品の販売に関して、情報通信機器を活用した店舗販売業における一般用医薬品の管理及び販売・情報提供について、薬剤師又は登録販売者が一般用医薬品の区分に応じて実施すべき事項や、店舗販売業者の責任において販売することなどを前提に、薬剤師又は登録販売者による情報通信機器を活用した管理体制・情報提供の在り方について検討した上で、必要な措置をとる。

【引き続き検討を進め、早期に結論】

29 調剤業務の効率化

・ 薬局における薬剤師の対人業務を充実させるため、調剤技術の進歩や医薬品の多様化等の変化を踏まえ、調剤に係る業務プロセスの在り方を含め、医療安全を確保しつつ調剤業務の効率化を進める方策を検討し、必要な見直しを行う

【令和3年度検討開始、早期に結論】

4. 医療・介護・感染症対策

ウ オンライン診療・服薬指導の促進等

オンライン診療・服薬指導の特例措置の恒久化等を通じ、受診から薬剤の受領までの一連の過程をオンラインで完結できるようにすることで、利用者本位・患者本位の医療の実現を図る。診療報酬上の取扱いを含め、オンライン診療・服薬指導の適切な普及・促進を図るための取組を進める。

e 薬剤師の働き方改革等の観点を含め、在宅（薬剤師の自宅等）での服薬指導を早期に可能とする方向で検討する。検討に当たっては、対面及びオンラインでの薬局内における服薬指導の実態を踏まえ、患者の個人情報保護の方法や薬剤がない場合に服薬指導をどのように行うことが適切かなどの課題について、議論を進める。【令和3年度検討・結論】

f 医療用医薬品においてオンライン服薬指導が可能とされていることを踏まえ、要指導医薬品についてオンライン服薬指導の実施に向けた課題を整理する。【令和4年度措置】

【背景】

- 本格的な少子高齢社会の到来、コロナ禍もあいまって、地域医療における薬剤師の役割も強く期待されているところ。
- AI、ICT等の技術発展により、薬剤師の業務を取り巻く周辺環境が変化し、それに伴って、薬剤師の業務自体も変化が見込まれる。
（マイナポータルを通じた各種医療情報の共有、電子処方箋の導入、オンライン化の推進、調剤機器の高度化 等）
- こうした背景及び「薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会」のとりまとめも踏まえ、**今後の薬剤師・薬局業務のあり方及びそれを実現するための具体的な対応策について検討会の下にワーキンググループを設置して検討してはどうか。**

【検討内容（案）】

（1）対人業務の充実

- ・ 改正薬機法施行に伴うフォローアップの強化
- ・ オンライン服薬指導の実施による留意点
- ・ 地域医療の担い手としての薬剤師の業務、多職種との連携や他職種との協働 等

（2）医療安全の確保を前提とした対物業務の効率化・高度化

- ・ 調剤機器の活用、薬剤師以外の者に実施させることが可能な業務の明確化
- ・ 薬局業務の多様化や作業効率化・高度化への対応
- ・ 電子処方箋の導入をはじめとしたICT化による業務の変化への対応 等

（3）地域における薬剤師の活用、薬局機能強化

- ・ 地域包括ケアシステムにおける薬局のあり方とその適切な配置
- ・ 認定薬局の役割の明確化と地域における活用
- ・ 健康サポート薬局の普及・活用方策検討 等